



埼玉県報

第 3079 号
平成 31 年(2019 年)
2 月 12 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に係る告示（病虫害防除所）
- 県道朝霞蕨線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人 R J 対話の会

二 代表者の氏名

梅崎 薫

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市蒲生一丁目六番四十五号越谷南パークホームズ一階業務施設内

四 当該特例認定の有効期間

平成三十一年二月十二日から平成三十四年二月十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十四号

所沢市から所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録年月日	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六九八号	混合有機 質肥料	混合有機	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十年 九月十四日	有限会社九頭竜 埼玉県狭山市大字下 奥富二千四百五十一 番地
埼玉県第 六九九号	魚かす粉	魚かす粉	窒素全量 八・五 りん酸全量 六・〇	平成三十年 十月一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六 丁目四十九番十二号

告示

埼玉県告示第百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六九〇号	混合有機 質肥料	混合有機	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十六 年十月二十 一日	兼松アグリテック 株式会社 茨城県神栖市東深 芝四番地七
埼玉県第 五五六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料F- 1号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年 十月二十 八日	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四

告示

埼玉県告示第百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 四五六号	米ぬか油かす 及びその粉末	オカヤス株式 会社 社名の変更 本社住所の変 更 代表者の変更	変更前 株式会社岡安商店	埼玉県越谷市赤山本町十七番地十 六 代表取締役 岡安 重次
埼玉県第 六七八号	消石灰	日本肥料株式 会社 代表者の変更	変更前 代表取締役 小嶋 昭太郎	代表取締役 岡安 武蔵
埼玉県第 六八二号	副産石灰肥料	キューピータ マゴ株式会社 代表者の変更 工場名称の変 更	変更前 代表取締役 楠本 正	代表取締役 齋藤 謙吾
			変更後 飯能工場	

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

<p>路 線 名</p>	<p>朝霞蕨線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>朝霞市根岸台二丁目六一番五地先から 同市根岸台二丁目三番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年二月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十一年一月 十一日埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第一号で告示し た道路予定区域の供 用開始である。 延長八〇・七二メー トル</p>

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十一年二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教科用図書採択地区の変更について
- ロ 平成三十年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について
- ハ 県議会平成三十一年二月定例会提出予定案件について
- ニ その他